

避難元市町名		舞鶴市		避難方向		南								
避難元				避難先										
小学校区	地区名1			地区名2			名称	所在地	経路	名称	所在地	市町村名	避難先	
	ゾーン	世帯数	人口	世帯数	人口	名称							所在地	
志華 小学校	A	36	77	松尾	14	26	西総合会館 舞鶴市宇南 田辺1	舞鶴市宇南 田辺1	国道27号→舞 鶴若狭自動車 道(舞鶴西 IC)→鞍部IC →京都縦貫自 動車道(京丹 波わちIC)→ 国道27号→京 都府立丹波自 然運動公園→ 国道9号→京都 縦貫自動車道 (丹波IC)→ 同自動車道 (香掛IC)	京都府立 丹波自然 運動公園	船井郡京 丹波町香 掛下代 110-7	京都市 東山区	元有濟小学校	京都市東山区大和 大路通 条下乙東 大若松町383
				杉山	22	51							元新道小学校	京都市東山区大和 大路通四条下乙四 丁目小松町
朝来 小学校				大山	23	69	西総合会館 舞鶴市宇南 田辺1	舞鶴市宇南 田辺1	同自動車道 (香掛IC)	京都府立 丹波自然 運動公園	船井郡京 丹波町香 掛下代 110-7	京都市 東山区	元清水小学校	京都市東山区清水 1丁目201-2
				成生	23	55							元白川(元栗 田)小学校	京都市東山区三條 通白川橋東入丸 1丁目9号175-2
大浦 小学校	A 2	197	579	野原	82	266	明倫小学校 舞鶴市宇北 田辺128-1	舞鶴市宇北 田辺128-1	府道21号→国 道27号→府道 28号→舞鶴若 狭自動車道 (舞鶴IC)→京 都縦貫自動車 道(京丹波IC) →国道27号→京 都府立丹波自然 運動公園→国道9 号→京都縦貫 自動車道(丹 波IC)→同自 動車道(香掛 IC)	京都府立 丹波自然 運動公園	船井郡京 丹波町香 掛下代 110-7	京都市 東山区	元今熊野小学校	京都市東山区今熊 野南山古町27-3
				河辺中	25	52							元月輪小学校	京都市東山区本町 通ノゾ橋下丸本町 1丁目11338
大浦 小学校	B	(90)	(191)	西屋	25	52	大浦小学校 舞鶴市宇平 1583	舞鶴市宇平 1583	同自動車道(香掛 IC)	京都府立 丹波自然 運動公園	船井郡京 丹波町香 掛下代 110-7	京都市 東山区	京都市東山青少 年活動センター	京都市東山区清水 1丁目1130-6
				観音寺	5	14							元今熊野小学校	京都市東山区今熊 野南山古町27-3
				河辺由里	24	51							元今熊野小学校	京都市東山区今熊 野南山古町27-3
				釜牛	11	22							元今熊野小学校	京都市東山区今熊 野南山古町27-3

避難元市町名		舞鶴市		避難方向		南										
避難元				集合場所												
地区名1		地区名2		主たる避難経路		避難中継所(27-29/A/B)										
小学校区	ゾーン	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口	名称									
大浦小学校	B	(586)	(1,444)	河辺原	29	70	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元済小学校	
				栴尾	37	79	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元新道小学校	
				中田	16	45	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元清水小学校	
				小野	37	112	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元白川(元栗田)小学校	
				平	109	260	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元月輪小学校	
				多称寺	9	27	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
				中田下	12	25	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
				上佐波賀	28	70	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
				下佐波賀	25	78	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
				千歳	48	122	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
				大丹生	48	123	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
				瀬崎	37	90	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり
三浜	77	173	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり				
小橋	74	170	大浦小学校	舞鶴市宇平	府道21号→国道27号→府道28号→舞鶴若狭自動車道(舞鶴東IC)→綾部IC→京都縦貫自動車道(京丹波IC)→国道27号→京都府立丹波自然運動公園→国道9号→京都縦貫自動車道(丹波IC)→同自動車道(各IC)	京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曹根崩下代110-7	京都市東山区			元今熊野小学校	前記のとおり				

- 京都府は、府内のバス事業者（京都府バス協会会員事業者に限る。）の名称、営業所の所在地と連絡先、各営業所のバス車両台数について情報を入手し、関係市町村間で共有する。

(5) その他

- 京都府は、必要に応じて、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、関西広域連合に対し、バス、鉄道、船舶等の確保の調整を要請する。

2 バス避難の場合の集合場所

- バスによる広域避難は、地域コミュニティの単位を維持して円滑に避難を行うため、避難元市町があらかじめ定めた集合場所（小学校等）から行う。
- 避難元市町は、避難勧告・指示を発令する場合は、対象地区の住民に対して速やかに広報を行うとともに、集合場所に職員を配置して運営に当たらせる。
- 集合場所は、避難所、避難経路等と併せて、事前に住民に周知しておく。
- 若年者は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいことから、在校中の児童・生徒、在園中の園児については、学校等の長の責任において、事態が悪化する前の早めの帰宅を指示するほか、時間的に余裕がない場合には、学校等から直接集団避難を行うことも想定しておく必要があるため、UP2内の学校等は、京都府・避難元市町の協力を得て、原子力災害発生時の避難計画を策定するよう努める。

3 避難経路

(1) 避難経路の原則

- 避難の実施を指示された住民は、避難中継所を経由し、避難退域時検査及び除染を行った上で所定の避難所へ避難する。
- バスで避難する場合も自家用車で避難する場合も、高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。

(2) 避難経路設定に当たった際の留意点

- 京都府・避難元市町は、基本となる避難経路の設定と合わせて、避難経路の交通不能や交通渋滞に備えて、避難元地域の地理的状况、道路状況等を勘案し、あらかじめ代替経路を可能な限り複数設定する。
- 避難経路の設定に当たっては、警察、道路管理者と協議するほか、避難経路上の市町村の意見も聴取する。
- 原子力災害発生時は、京都府・避難元市町は、あらかじめ設定した複数の避難経路から、避難対象区域の範囲、道路状況、事態の進展等を勘案し、警察、道路管理者と協議の上、主たる避難経路を選定する。
- 避難元・避難先マッチングに基づく主な避難経路の位置図は【参考1】のとおり。

4 避難中継所

(1) 避難中継所の設置

- 京都府は、避難経路上及び避難先市町等の協力（運営の委託を含む。）を得て、

- 3 関西広域連合への応援要請
- 必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、関西広域連合に応援要請を行う。

4 費用負担

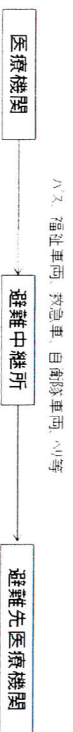
- 原子力災害に係る広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）、原子力事業者による賠償、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）のいずれかにより補償されるものであり、原則として、最終的に避難先市町の負担とはならない。
- 本来、原子力災害対応に係る費用は、原子力事業者又は国が負担すべきものであることから、引き続き、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

Ⅶ 避難行動要支援者の広域避難

1 基本的な考え方

- 避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が調整・確保を行う。
- 京都府は、国の補助を受けて、施設に対して放射線防護対策工事を実施する社会福祉法人等を支援する。
- 今後、災害対策基本法及び内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村が災害全般に対応する避難行動要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととなるので、これに合わせて、原子力災害の特性を踏まえ、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、京都府は支援を行う。
- なお、想定される避難行動要支援者の広域避難パターンは次のとおり。避難行動要支援者の特性に応じて、迅速な避難の実施、移動のリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整、移送手段の確保など十分な準備を行う必要がある。
- 避難手段については、特殊な車両が必要となるなど、府県・市町村による確保には限界があるため、自衛隊その他国の防災関係機関による移送を含めて検討する。

(1) 医療機関等入院患者



(3) 実施体制

- 京都府は、広域避難を実施するときは、事前に選定した候補地の中から放射線量のバックグラウンド値が十分に低い場所を選んで避難中継所を開設し、あらかじめ計画した手順により、速やかに責任者その他人員・資機材を配備するとともに、状況に応じて避難中継所を増設する。
- 原子力事業者は、避難退域時検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を可能な限り提供するほか、避難退域時検査及び除染が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
- 国は、避難退域時検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を提供するほか、専門的・技術的助言を行うとともに、あらかじめ確保している人員・資機材が不足する場合には、これらを速やかに全国から調達して提供するなど、事故の状況、事態の進展等に応じて必要な支援を行う。

(4) 実施方法

- 避難者の避難退域時検査及び除染は、国が定める標準的な実施方法等により、京都府が府内市町村等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。
- 避難者を避難中継所に長時間滞留させることのないよう、避難退域時検査及び除染は次のような方法により効率的に実施する。
 - ▶ 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者については、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合には、避難退域時検査を省略することができる。
 - ▶ ゲート型モニターが利用可能な場合は、ゲート型モニターにより避難退域時検査を行う。ゲート型モニターによりOIL4を超える汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
 - ▶ 自家用車・バス等の車両で避難した場合は、以下による。
 - ア まず車両の避難退域時検査を行い、車両にOIL4を超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなす。
 - イ 車両にOIL4を超える汚染が検出された場合は、乗員のうち同様の避難行動を行った集団ごとに代表者に対して避難退域時検査を行い、代表者にOIL4を超える汚染が検出されない場合は、その集団全員及び携行品も同様とみなす。
 - ウ 代表者にOIL4を超える汚染が検出された場合は、その集団の他の乗員全員及び携行品に対して避難退域時検査を行う。

(5) 避難退域時検査済証の発行及び記録票の作成

- 京都府は、広域避難を円滑に実施するため、避難退域時検査・除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた者について、避難退域時検査済証を発行するとともに、避難退域時検査・除染に関する記録票を作成し、適切に保管するよう努める。
- 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者であって、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合により避難退域時検査を省略した者には、合理的な理由により避

難退域時検査を省略した旨を記した避難退域時検査済証の発行等を検討する。

- 避難元市町村は、汚染拡大防止及び避難先での円滑な受入れのため、避難時は必ず避難中継所を経由し、避難退域時検査済証を受け取った上で所定の避難所へ避難するよう、あらかじめ住民に周知するよう努める。
- 避難退域時検査済証の発行、記録票の作成等の具体的な手順・様式等については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする。

6 車両一時保管場所

- 避難退域時検査及び除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた自家用車であっても、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない場合には、避難中継所に一時保管するほか、4の(1)に定める車両一時保管場所に一時保管する。
- 車両一時保管場所から避難所又は拠点避難所への移動手段については、京都府及び避難先市町が協力して手配・案内する。
- 京都府及び避難先市町村は、必要に応じて円滑に車両一時保管場所を設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めるものとする。
- 車両一時保管場所の候補地は次表のとおりである。

施設名称	所在地
長田野工業団地テラス京都三和	富知山市三和町みわ
長田野工業団地	富知山市長田野町

VI 避難所と避難者支援

1 避難所

(1) 避難所の設置

- 避難所は災害対策基本法第86条の8第3項に基づき、避難先市町が設置する。
- ※ 災害対策基本法第86条の8第3項において、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れること、この場合において、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならぬこととされている。

(2) 避難所の指定

- 災害対策基本法第49条の7に基づき、市町村長は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しておく。
- 指定避難所は、発災時には当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、平常時から事前に必要数を指定しておくことが適当とされている。また、指定避難所は、すべて広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうるものであるとされている。
- 以上の趣旨を踏まえ、市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうるることについて、事前に管理（所有）者の理解を得ることが望ましい。

確認できたこと。

② 京都府並びに避難元市町及び避難先市町が事前に協議の上、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていること。

避難退城時検査の結果、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両は避難中継所に、基準以上の汚染はないが避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない車両は避難中継所又は車両一時保管場所に、それぞれ一時保管しバス等に乗り換えて避難する。

避難中継所又は車両一時保管場所に一時保管した自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先に保管場所を確保できた場合には、基準以上の汚染のないことを確認した上で、避難先に移動させることができる。

(3) 避難バスの確保

段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、京都府は、国及び関西広域連合等の協力を得て、避難に必要なバスの台数の確保に努める。

京都府及び関西広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。

避難元市町～避難中継所間のバスについては、原則として京都府・避難元市町が確保する。避難中継所～避難先市町村間のバスについては、京都府又は避難先市町が確保する。京都府は、府内のバス事業者だけでは必要な台数を確保できないときは、関西広域連合にバス確保の調整を要請する。

(4) バス避難の場合の避難バスの運行

迅速な避難の要請に応えるため、原則として、避難元市町～避難中継所間のバスはUPZ内又はその周辺に営業所を有するバス事業者に、避難中継所～避難先市町村間のバスは避難中継所又は避難先市町周辺に営業所を有するバス事業者が、それぞれ運行を要請する。

京都府は、バス事業者に各災害対策本部、避難中継所等の拠点に運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。

バス事業者は、京都府等からの要請に基づき、車両及び運転手等を提供する。

バス事業者は、被ばく線量の管理の目安（一般公衆の被ばく線量限度である1mSv（実効線量）を基本とする。）を超えないよう運転手等を管理する。

運転手等が管理の目安を超えて被ばくすることがないよう、国又は京都府から、バス事業者に防護服や個人線量計等の装備を提供する。

運転手等が管理の目安を超えて被ばくするおそれがあるなど、バス事業者から必要な車両及び運転手等の提供を受けられない場合には、京都府は、国に代替手段の確保を求める。

バスについては、車両の避難退城時検査及び除染の手間を省くため、避難中継所を境にヒストン運行させる。ただし、避難元から避難中継所までのバスのうち、避難退城時検査の結果、基準以上の汚染のないことが確認できたバスについては、避難先に乗り入れることができる。

原発30キロ圏外、京都・亀岡市がヨウ素剤備蓄

京都府亀岡市は原発事故を想定し、全住民分の安定ヨウ素剤の備蓄をこのほど決めた。同市は最も近い高浜原発（福井県高浜町）からでも30キロ圏外にあるが、事故時に放射性物質飛来の可能性を否定しきれないことから、独自に備えることにした。

亀岡市議会は25日、約9万1千人分の備蓄費用約97万円を盛り込んだ2015年度一般会計予算案を可決した。市は安定ヨウ素剤を購入して市立病院（同市篠町）で保管し、市民への配布方法を今後検討する。

同市では昨年3月に市議会で「原発避難計画に関する請願」が採択され、避難対策の一環として備蓄を検討していた。

原子力規制委員会の指針では、5キロ圏の自治体には住民への事前配布を、30キロ圏の自治体には備蓄をそれぞれ求めている。亀岡市は高浜原発からおおむね50～70キロに位置する。

市自治防災課は「少しでも市民の安心につなげたい」としている。



亀岡市と高浜原発の距離

府内10市町 屋内退避

滋賀県提供 南丹に避難区域

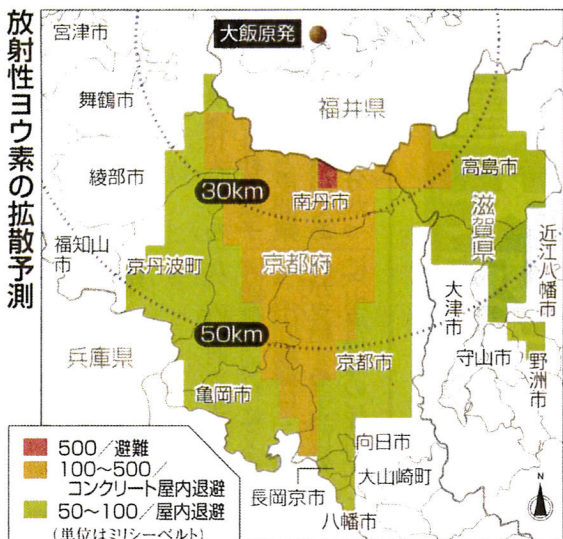
関西電力大飯原発(福井県おおい町)で福島第1原発と同規模の事故が発生した場合、京都府内の京都市を含む8市2町で屋内退避が必要な被ばく線量に達するとの放射性物質拡散予測が25日、府の情報開示で明らかになった。滋賀県が独自に予測して府に提供したデータで、政府は大飯原発3、4号機の再稼働を近く決めるとしているが、議論に影響する可能性もある。(26面に関連記事)

開示請求した府民と環境保護団体「グリーンピース・ジャパン」(東京都)が公表した。

予測は、2010年の気象から緩やかな北風が長時間吹いた36日を選定。それぞれの条件で放射性ヨウ素の拡散による24時間の累積被ばく線量を計算し、3キロ四方に区切った地域ごとの最高濃度を求めた。

同ジャパンが結果と市町村を照合したところ、舞鶴市から八幡市までの広範囲で府の屋内退避基準(50〜500ミリシーベルト)に達していた。このうちコンクリートの建屋に避難が必要な100〜500ミリシーベルト

大飯事故、放射性ヨウ素拡散予測



放射性ヨウ素 原発事故で放出される物質で、体内に取り込まれると甲状腺に集まりやすく、がん発生のリスクが高まる。京都府は累計50〜100ミリシーベルトで屋内退避、100〜500ミリシーベルトでコンクリート屋内退避、500ミリシーベルト超で避難と定める。安定ヨウ素剤の服用で被ばくを減らせるとされる。

予測されるエリアには京都市右京区や北区、亀岡市、綾部市が入る。大飯原発の30キロ圏内で、福井県に隣接する南丹市の一部には避難が必要な500ミリシーベルト以上の地点もある。滋賀県は原発髙野湖環境科学研究センターの独自システムを活用して予測した。昨年11月に近隣府県に提供した結果の妥当性について「コメントできない」としている。(高橋晴久)

被ばく線量:避難誘導者、上限引き上げ 再稼働に備え検討

毎日新聞 2015年06月30日 09時00分 (最終更新 07月23日 14時58分)

政府は、原発事故時に周辺住民の避難誘導や物資の輸送などに当たる地方自治体職員やバス運転手らの被ばく線量の上限を、現行の年1ミリシーベルトから引き上げる方針を決めた。東京電力福島第1原発事故では、現地対策本部に必要な職員らが集まらず避難や物流に支障が出た。原発の再稼働に備え、住民の着実な避難を進めるため上限の新たな基準を設定するものだが、原発周辺自治体では人員確保への懸念が広がりそうだ。

来月にも内閣府に作業部会を設置し、新基準の検討を始める。引き上げの対象は、警察や消防以外の地方公務員のほか地元のバス、トラック運転手ら。

原発事故時に住民避難の誘導などに当たる人員は、旧原子力安全委員会がまとめた見解(1999年)で、原発事故時の「防災業務関係者」と位置付けられた。このうち警察、消防、国家公務員などは省令などによって一般住民の被ばく上限(年1ミリシーベルト)を超える上限(緊急時100ミリシーベルト)が設定されている。一方、地方公務員や運転手らには、現在は被ばく上限の特別な基準はなく、緊急時も一般住民と同じ基準が適用される。

作業部会は、山下俊一・長崎大理事ら有識者7人で構成。内閣府や厚生労働省、原子力規制庁のほか、日本バス協会などの業界団体も加わる。福島事故時に敷地外で活動した自治体職員らがどの程度被ばくしたかなどを検証、それを踏まえて内閣府と厚労省が具体的な数値を決める。

被ばく上限の基準は、他に緊急時の原発作業員が100ミリシーベルト、除染作業員が年50ミリシーベルトなどと定められている。旧安全委の見解では、緊急時の防災業務関係者の上限を「50ミリシーベルトが適当」としていたが、基準決定前に福島事故が発生した。内閣府の担当者は「汚染が比較的高い場所で活動する可能性があり、効率的な避難誘導のためにも新たな基準が必要だ」と説明する。【酒造唯】

◇鹿児島県のバス会社「変更なら協力見直す」

政府は九州電力川内(せんだい)原発(鹿児島県)など、原子力規制委員会の安全審査に合格した原発の再稼働を進める方針だ。川内原発の避難計画は昨年9月、政府の了承を受けたが、避難バスの手配や避難住民の除染態勢を巡って地元との調整が続いている。被ばく上限の引き上げは、これらの調整に影響を与える可能性がある。

原発の避難計画は国の審査の対象外だ。このため、政府は策定を支援するだけで地元自治体が責任を負う。安全審査を申請した川内原発以外の各原発では、各自治体が避難計画をまだ策定中で、審査に合格した関西電力高浜原発(福井県)も完成していない。

以前から原発事故時に大量の住民が避難する移動手段の確保は、避難計画のカギを握るとされてきた。職員の被ばく防護対策の充実という課題もある。難題が山積する中、避難住民の誘導を担う地方公務員らの被ばく上限が引き上げられることになれば、地元の反発を招きかねない。

今夏の再稼働を目指す川内原発で調整が難航すると、避難計画自体の見直しを迫られる可能性もある。政府は現在、上限を年1ミリシーベルトとする前提で、地元のバス会社などに協力を要請している。鹿児島県のバス会社は毎日新聞の取材に「『1ミリシーベルト』が引き上げられるなら、協力するかどうかゼロベースで見直す」と話す。

【酒造唯】

被ばく線量の上限

